第67号（第79条関係）（平27内府令６・全改・旧第69号繰上、令元内府令12・令２内府令85・一部改正）

# 年少射撃資格認定証再交付申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第９条の13第３項において準用する第７条第２項の規定により、年少射撃資格認定証の再交付を次のとおり申請します。

年　　月　　日

公安委員会殿

| | | |
|---|---|---|
| 申請人 | 本　　籍 | |
| | 住　　所 | |
| | ふりがな | |
| | 氏　　名 | |
| | 生年月日 | 年　　月　　日（　歳） |
| | 電話番号 | |
| 申請の理由 | ※亡失、盗難又は滅失の状況を記載すること。 | |
| 認定証 | 認定証番号 | 第　　号　　公安委員会 |
| | 交付年月日 | 年　　月　　日 |

備考　１　亡失、盗難、滅失その他の再交付を必要とすることを示す書類がある場合には添付すること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。